

令和6年第1回

初山別村議会
定例会会議録

初山別村議会

令和6年第1回初山別村議会定例会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令和6年3月6日
招 集 場 所	初山別村議会議場
開 会	令和6年3月6日 午前10時 5分宣告
応 招 議 員	1 番 加藤 一裕 2 番 高場志津子 4 番 齊藤 勝博 5 番 長谷川幸廣 7 番 三谷 博子 8 番 木村 健一
不 応 招 議 員	なし
出 席 議 員	応招議員と同じ
欠 席 議 員	3 番 鎌田 健治
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	村 長 宮本 憲幸 教 育 長 大水 秀之 監 査 委 員 荒木 隆 農 業 委 員 会 長 立田 幸男
本会議に職務のため出席した者の職・氏名	副 村 長 宇野 要 企 画 振 興 室 長 佐藤 公彦 総 務 課 長 加藤 明彦 住 民 課 長 小川 志鏡 経 済 課 長 寺崎 廣輝 主 任 技 師 長谷川孝之 教 育 委 員 会 大西 孝幸 農 業 委 員 会 寺崎 廣輝 教 育 次 長 事 務 局 長 選 挙 管 理 委 員 会 加藤 明彦 事 務 局 長
村 長 提 出 議 案 名	別添議事日程表のとおり
議 員 提 出 議 案 名	別添議事日程表のとおり
議 事 日 程	議長は議事日程を末尾添付のとおり報告した。
会 議 録 署 名 議 員 の 氏 名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した。
	5 番 長谷川 幸廣 7 番 三谷 博子
会 議 の 書 記 氏 名	事 務 局 長 大井 英世 書 記 岩井 陸
そ の 他	なし

村長議会招集挨拶

議長 木村健一 君

開会前ではございますが、この度の能登半島地震で亡くなられた方々に、ご冥福の祈りを捧げ黙とうしたいと思いますので、ご起立願います。

(黙とう)

黙とうを終わります。ご着席ください。

村長から議会招集の挨拶の申し入れがありますので、これを許します。村長。

村長 宮本憲幸 君

令和6年第1回初山別村議会定例会の開会に際しまして、議会招集の挨拶を申し上げます。

3月を迎えまして、厳しかった冬も終わりに近づき、全国各地からのどかな春の便りが届けられる季節となりました。議員の皆様方には年度末を控え、何かとご多用のところ定例議会を招集致しましたが、議員各位のご出席のもとに本日開催されますこと、厚くお礼を申し上げます。

本年、1月1日に発生しました能登半島地震から3ヶ月ほどが経過致しました。お亡くなりになられました多くの方々のご冥福を心からお祈り申し上げますと共に、今なお沢山の皆さんが極めて厳しい環境の中、避難生活を続けられています。どうかこの苦難を乗り越えられ、少しでも早くふるさとで暮らす日常を取り戻すことが出来るよう念願するものであります。

会期を6月23日までとする、第213回通常国会は、過般1月26日に召集され、政治改革や経済対策、防衛力の強化や少子化対策等、我が国の将来を左右する多くの課題について論戦が展開されております。令和6年度の国の一般会計予算案の総額は、原油価格、物価高騰等に対応するための予備費の大幅な減などにより12年ぶりの減額となったものの、過去最高額を更新する社会保障関係費等の影響により、前年度当初予算比1.6%減の112兆5千7百億円とされ、過去2番目の予算規模となっております。歳入では、法人税や消費税などが伸びる一方で、総合経済対策に基づく、定額減税の影響により所得税の大幅な減少があるものの、税収は過去最高額を見込んでおります。また新規国債の発行額は、3年連続で減額となっておりますが、社会の変化に的確に対応する将来展望に立った確かな政策の展開を望むところであります。

さて、本定例会に提案いたしました案件は、26件であります。単行議案は、「初山別村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ほか12件を、また、2件の専決処分をさせていただきますので承認についてを、なお又、各会計補正予算に関する議案を提案致しておりますが、入札執行残や予算の不用額の整理、及び追加補正などであります。加えて、令和6年度

の一般会計及び各特別会計の予算案を提案いたしております。新年度予算につきましては、編成に当たり「その先を見据えた、柔軟な視点で」を方針の軸とし、第8期総合振興計画に基づく主要事業を柱に、継続性や緊急性を考慮しながら、各分野で予算措置が必要なものについて、計上致した所ですので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

それぞれの案件につきまして、上程の際、詳細説明致しますので、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。議会招集の挨拶と致します。何分宜しくようお願い申し上げます。

開 会 ・ 開 議

議長 木村健一 君

3番鎌田健治君から、会議規則第2条の規定により、欠席届けの通知があります。

只今の出席議員数は6名で定足数に達しておりますので、令和6年第1回初山別村議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長 木村健一 君

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、5番長谷川幸廣君、7番三谷博子君、兩名を指名します。

日程第2 会 期 の 決 定

議長 木村健一 君

日程第2 会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期については議会運営委員会において協議しておりますので、議会運営委員長の発言を求めます。加藤委員長。

議会運営委員長 加藤一裕 君

ただ今、指名がありましたので報告いたします。議長から今期定例会の会期等の諮問を受け、去る2月21日に議会運営委員会を招集し、協議の結果、案件を勘案し、会期を本日から3月8日までの3日間とすることといたしました。

以上であります。
議長 木村健一 君
お諮りします。本定例会の会期は、只今議会運営委員長の発言どおり本日から3月8日までの3日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月8日までの5日間に決定しました。
日程第3 諸 般 の 報 告
議長 木村健一 君
日程第3 諸般の報告を行います。
事務局長に朗読させます。大井事務局長。
事務局長 大井英世 君
第1回初山別村議会定例会諸般の報告
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
立田選挙管理委員会委員長から欠席の申し出がございました。
これで諸般の報告を終わります。
日程第4 行政報告・村政執行方針等
議長 木村健一 君
日程第4 行政報告・村政執行方針等ではありますが、村長及び教育長から発言を求められておりますので順にこれを許します。
先に村長から行政報告を願います。村長。
村長 宮本憲幸 君
令和6年第1回初山別村議会定例会の行政報告につきましては、お手元にお配りしております資料の順に従いまして、報告申し上げます。
1の令和5年度各会計予算現況のうち(1)一般会計であります。当初予算額23億3,950万円に対し、今回の補正額を含めまして、27億7,521万9千円といたしております。
当初予算に対しまして、金額で4億3,571万9千円、率にして18.6%の増となっております。

ります。また、財政調整基金の2月末現在額は、11億2,119万3千円であります。令和5年度の予算執行に当たりましては、経常経費の節減に努め、国・道補助金などの特定財源は、概ね当初予算に見込んだ額が確保されておりますほか、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、公共土木施設災害復旧費国庫負担金などの追加補正財源についても計上どおり確保ができる見込みであります。歳入の大半を占める普通交付税は、臨時経済対策費ほかにより、当初予算に対し1億9,928万7千円の増額となり、今回の補正で財政調整基金繰入金のうち6,775万円を減額いたすものであります。なお、今回補正計上も含め、戸籍情報システム改修事業、村営住宅長寿命化改修事業、公共土木施設災害復旧事業など、合わせて8,408万円の事業については、繰越明許にて対応いたし、新年度において事業執行の運びとなります。そのほかの本年度予定していた主な事業については、概ね計画どおり完了ないしは完了見込みであります。

次に(2)国民健康保険特別会計であります。当初予算額2億2,100万円に対し、今回の補正を含め、現行予算額1億9,199万円、差引2,901万円、率にして13.1%の減となっております。この主な要因は、保険給付費の減額等であります。なお、2月末日現在の財政調整基金額は、5,639万円となっております。

(3)介護保険特別会計であります。当初予算額1億8,690万円に対し、今回の補正を含め、現行予算額2億1,403万3千円、差引2,713万3千円、率にして14.5%の増となっております。この主な要因は、介護サービス等諸費及び国庫負担金等返還金の増額等であります。なお、2月末日現在の財政調整基金額は、5,820万6千円となっております。

(4)後期高齢者医療保険特別会計であります。当初予算額2,360万円に対し、今回の補正を含め、現行予算額2,474万円、差引114万円、率にして4.8%の増となっております。この主な要因は、広域連合納付金の増額等であります。

次に、(5)の簡易水道事業特別会計であります。当初予算額1億5,110万円に対し、今回の補正を含め、現行予算額1億5,682万4千円、差引572万4千円、率にして3.8%の増となっております。この主な要因は、簡易水道施設の修繕料の増などであります。なお、2月末現在の計量器に係る財政調整基金額は、1,074万円となっております。

(6)の農業集落排水事業特別会計であります。当初予算額1億2,050万円に対し、今回の補正を含め、現行予算額1億2,190万円、差引140万円、率にして1.2%の増となっております。この主な要因は、個別排水処理施設工事請負費の増などであります。なお、2月末現在の償還基金額は、4,263万円となっております。

以上で、行政報告を終わります。

議長 木村健一 君
次に村政執行方針を願います。村長。
村長 宮本憲幸 君
令和6年度村政執行方針
別紙について朗読あり記載省略
議長 木村健一 君
暫時休けいします。
(休憩 午前11時20分 再開 午前11時40分)
議長 木村健一 君
休けい前に引き続き会議を開きます。
次に教育行政執行方針を願います。教育長。
教育長 大水秀之 君
令和6年度教育行政執行方針
別紙について朗読あり記載省略
議長 木村健一 君
以上で行政報告・村政執行方針等は終わりました。
暫時休けいします。
(休憩 午前11時52分 再開 午後1時05分)
議長 木村健一 君
休けい前に引き続き会議を開きます。
日程第5 一般質問
議長 木村健一 君
日程第5 一般質問を行います。
議長あて通告のあった一般質問は、お手元に配布しております一般質問通告一覧表のとおりであります。
発言時間について申し上げます。本日の一般質問についての議員の発言は、会議規則第55条の規定により質問開始から60分以内とします。
発言を許します。4番齊藤勝博君。
4番 齊藤勝博 君

みさき台公園の今後について質問します。
本村の観光・交流拠点である、みさき台公園は、様々な観光資源を有し、近年ではキャンプ場や金比羅神社が特に人気で、昨年の観光シーズンも一定の賑わいを見せた所であります。
つい先日、初山別村が道内で6カ所目、金比羅岬灯台航路標識協力団体に指定された所であり、今後更に多くの方がみさき台公園に足を運んでくれる事を期待しておりますが、現況に満足する事なく、時代のニーズを捉えた新しい一手を打つ事も必要かと考えますので、次の2点について質問致します。
①航路標識協力団体としての今後の展開をどう考えるか。
②長年にわたり使用されていない野球場を利活用する考えはあるか。
村長 宮本憲幸 君
議長。
議長 木村健一 君
村長。
村長 宮本憲幸 君
斉藤議員のご質問にお答え申し上げます。
本村の観光の拠点である「みさき台公園」は、昭和57年に整備を開始して以来、「岬センター」を核として、観光物産館「ともしび」や「しょさんべつ天文台」、農林水産物直売所「北極星」や「オートキャンプ場」など、観光産業の振興のため、その時々々のニーズに対応し、多様な施設の整備を進めてきたところであります。平成19年3月には、みさき台公園を一带とした道の駅として、「ロマン街道しょさんべつ」が指定され、関係人口である観光客の更なる誘致を図り、近年では、金比羅神社が写真愛好家のフォトスポットとして人気が高まり、多くの観光客が訪れている状況にあります。そのような中、観光客入込客数は、過去10年の統計数値ですが、ピーク時には、年間約7万人にまで増加しましたが、新型コロナウイルスの流行により、近年では、5万人程度まで減少しており、観光産業振興のためには、観光客入込の早期回復を切に願っているところであります。
一点目の「航路標識協力団体としての今後の展開をどう考えるか。」についてであります、
航路標識協力団体制度は、航路標識管理体制の充実や地域の活性化に資することを目的に令和3年11月に創設され、現在、道内においては、本村の金比羅岬灯台を含め、6箇所の灯台で協力団体が指定されている状況であります。金比羅岬灯台の協力団体として指定の内容としましては、令和6年2月14日に指定され、指定期間は、令和11年3月31日までとなっております、活

<p>動の内容は、「工事又は維持に関する活動」として、環境美化活動・簡易な点検、「知識の普及及び啓発に関する活動」として、灯台における案内等の啓発活動を実施することとし、指定されたところであります。現在、計画している具体的な活動内容といたしましては、指定された内容に基づき、維持管理活動として、灯台周辺の草刈り等の環境美化や、目視による破損箇所の点検などを行うほか、啓発活動として、岬まつりとタイアップし、金比羅岬灯台の一般開放を実施する予定としております。今後においても、金比羅岬灯台とみさき台公園の相乗効果による観光スポットとしての魅力アップを図るため、留萌海上保安部と連携を密にし、協議しながら実施可能な事業を検討してまいりたいと考えております。</p>
<p>二点目の 「長年にわたり使用されていない野球場を利活用する考えはあるか。」についてありますが、みさき台公園野球場は、平成7年に整備され、開設当初は、初山別学園の利用者や職員により、ソフトボールの練習場として、また、スポーツ少年団や中学生の管内野球大会の試合会場として、有効に利用されてきたところでありますが、近年においては、少子高齢化による野球人口の減少や新型コロナウイルス流行に伴う、野球やソフトボールの大会が中止になるなどの影響により、野球場の利用が減少していった状況にあります。このような状況の中で、村としても野球場の利活用を図るため、来年度計画している大型遊具整備にあたり、駐車場が有り、フェンスで囲まれているため、安心して子ども達を遊ばせられる場所であるという視点から、候補地として検討したところでありますが、事前に初山別学園に今後の利用の意向を確認したところ、今後大会等も復活する方向と思われるため、野球場のスペースが縮小されても利用はしたいとの意向があったことから、遊具の設置場所としては見送ったところであります。しかしながら、野球場も整備してから28年が経過していることから、経年により劣化が進んでおります。今後、改修が必要となった折には、地域の声を的確に把握し、また、有識者で組織する初山別村コミュニティセンター・初山別村Cosmic-Inn及びみさき台公園運営協議会の意見も聞きながら、日本海オロロンラインの中継地点として、時代のニーズを捉え、あらゆる視点で利活用について検討・協議してまいりたいと考えているところでありますので、ご理解いただきたいと思います。</p>
<p>4番 齊藤勝博 君</p>
<p>議長。</p>
<p>議長 木村健一 君</p>
<p>4番 齊藤勝博君。</p>
<p>4番 齊藤勝博 君</p>

<p>それではまず、1番目の航路標識協力団体としての今後について質問致します。</p>
<p>今後、周辺環境整備や啓発活動などに取り組むとのことですが、海上保安庁では灯台を地域のシンボル、観光資源と捉えているようですが村長も同様のお考えでしょうか。</p>
<p>村長 宮本憲幸 君</p>
<p>議長。</p>
<p>議長 木村健一 君</p>
<p>村長。</p>
<p>村長 宮本憲幸 君</p>
<p>先ほども申しましたように、みさき台公園そのものは昭和57年から整備が始まりまして、年々施設の充実をはかってきたところであります。一方、金比羅岬灯台は昭和44年と記憶しておりますが、44年にあそこの場所に設置したものであり、そういう意味ではあそこの地域の開拓の先駆けという施設でもあります。当時は、留萌沿岸の中でも非常に灯台が少なかったわけですが、漁業の従事者、あるいは海を航行する人たちのために海難事故がないようにと設置され、そののちに57年から公園整備が始まったわけであります。灯台というのは、非常にこう静かな存在で、しかもどっしりとした存在です。訪れる人にとっては何もしゃべらない、あの灯台が非常に心の安らぎになったり、あるいはその安定感を感じたりという、そういう意味合いがあるのではないかとこのように考えております。そういった意味では、海上保安部の設置している灯台と、観光振興に繋げようとする村のみさき台公園はやはり一体となって進むべきであるというふうに思いますし、また、海の航行の安全安心ということを達成しながらも人々の安らぎや潤いを与える場所として、村としても海上保安部と一緒に施設整備、あるいは管理に協力していきたいというふうに考えております。</p>
<p>4番 齊藤勝博 君</p>
<p>議長。</p>
<p>議長 木村健一 君</p>
<p>4番 齊藤勝博君。</p>
<p>4番 齊藤勝博 君</p>
<p>航路標識という言葉自体、認知度がまだまだ深くなく、村民の皆さんを含めてまだピンとこない方がいるかと思いますが、今後は周辺環境整備等をしながらホームページや公式Instagram等を含めたSNSをしっかりと活用し、周知、PR活動に力を入れていただけたらと思います。</p>

次に、2点目の野球場の利活用について再質問致します。実は、先ほどまで何かに利活用できるものと思っておりましたので、今お話しを聞かせていただきまして初山別学園さんの意向もあり、野球場の形状を残したままになるという答弁だったと思いますが、今後、野球場として利用する場合、恐らく公式戦を開催するような規格を満たしてないと私は思っております。先ほど村長もおっしゃいましたが、フェンス等の老朽化を含めてやはり数年使われていませんので、練習では使えるかと思いますが野球場としての規格を満たしていないというふうにいけば、今後は今まで通りの使い方としてそのまま存続していくというそういった考えになると思うのですが、今後、野球場として整備をする、それとも整備はせず現状のまま他のスポーツも含めて有効に皆さんが使えるスペースとしていくのか、どうお考えでしょうか。
村長 宮本憲幸 君
議長。
議長 木村健一 君
村長。
村長 宮本憲幸 君
野球場としての今後の使い方ですけれども、観光振興全体としては一つにはみさき台公園約20町ほどありますけれども、一つのエリアの中に村の観光施設を集中させているということは、やはり大きな意味があるということだと思っておりますし、道北地域におきましてもこういった施設はなかなかない、そういった中で、これからも少しでも多くの人に訪れてもらうために今の施設の中にある約1町ほどの野球場をどう活用するかということですが、今まで活用されていた初山別学園さん、先ほど答弁しましたような意向がありますので、そのことを整えながら、そのことも考えながら、それが野球の大会や練習のためだけにというわけではなく、やはりこれからの観光というのはある見方によっては家族とか仲間とかでゆっくりのんびり過ごすというような方向性もあるのではないかと考えています。それはこれからの使い方を新たな視点でもって考えていかなければいけないわけですが、例えばオートキャンプ場に訪れた家族や、みさき台公園に訪れた村の方たちも比較的自由に家族と時間を過ごす、あるいは仲間と時間を過ごす、そういった形の中で効果的に自由に使えるような方法も私は一つあるのではないかと思います。野球場の形状は維持しながらも、そういったことも含めて考えた場合にどういう整備の仕方が必要なのか、今後において一定程度の費用がかかるということになれば、国や道の助成制度、財源をどう確保するかそういったことも視野に入れながら、どういったことがあそこの、あの場所を有効に活用できるのか深めて検討していきたいと思っております。

4番 齊藤勝博 君
議長。
議長 木村健一 君
4番 齊藤勝博君。
4番 齊藤勝博 君
今現在の野球場部分でいいますと、やはり野球場の形状をしておりますから、村民の皆さんや観光客を含め中に入っているものなのか、あそこを使うためには誰かに使用許可を得て使う物なのか、そういった部分が今まではあったかと思えます。なので今後は村長がおっしゃた通り使い勝手の良いような場所として有効活用するために観光客のみなさん、そして村民の皆さんも気軽に入れるようなスペースとして周知、啓発をしていただきたいと思いますと思っております。
それでは最後になりますが、1点目の再質問の中で少し触れましたがSNSを利用したみさき台公園のPRについてのお考えをお聞きします。本村では、2年ほど前に初山別村公式Instagramのアカウントを開設したところでありますが、この2年間で発信した回数が昨日時点で18回しかなく、せっかく開設したもののSNSの属性を全く活かしきれていないという状況にあります。先ほどの村政執行方針の中でも、SNSを活用しPRの充実に努めるとありましたが、金比羅岬灯台航路標識のPRもそうですが、初山別村の魅力をしっかりと発信するためにはこのままではいけないと私は感じておりますが、その点についてはどうお考えでしょうか。
村長 宮本憲幸 君
議長。
議長 木村健一 君
村長。
村長 宮本憲幸 君
村の情報発信、特に観光について情報をどう広めるかということですが、議員と同じように私も決して十分な状況にないと思っております。岬センターの情報発信にしても、みさき台公園の情報発信にしても、オートキャンプ場の情報発信にしてもInstagramに留まらず、訪れた方が、ここのキャンプ場良かったよ、素晴らしいですよ という投稿というのが、やはりむしろSNSによって広く伝わっているということは強く感じています。もっともっと魅力ある発信の仕方によってさらに展開が変わってくる、そういうことを期待しながら、これからも情報発信についてはしっかり取り組んでいきたいと思っております。夏の間だけでなく、通年お客さんが訪れるという、私は極めて大事なことというふうに思っております。夏場の季節のいい時期は一定程度のお

<p>客さんが来ていただいています、そのうち秋から冬、あるいは春先、夏シーズンが始まるまでその時期その時期に魅力ある観光振興策というのが1年間平準化した中で地域経済に附加するという事も考えていますので、是非その辺の内容を考えながら、情報発信をしっかりと観光振興に取り組んでいきたいと思っております。</p>
<p>4番 齊藤勝博 君</p>
<p>議長。</p>
<p>議長 木村健一 君</p>
<p>4番 齊藤勝博君。</p>
<p>4番 齊藤勝博 君</p>
<p>初山別村としてみさき台公園のPR、情報発信については現在SNSに勝る手段はないと私も思っています。今後は今一度、情報発信のあり方を考えていただき、初山別村のPRを存分にしていきたいということを最後に付け加えさせていただき、一般質問を終わらせていただきます。</p>
<p>議長 木村健一 君</p>
<p>これで一般質問を終わります。</p>
<p style="text-align: center;">日程第6 議案第1号</p>
<p>議長 木村健一 君</p>
<p>日程第6 議案第1号 初山別村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。</p>
<p>提案理由等の説明を求めます。加藤総務課長。</p>
<p>総務課長 加藤明彦 君</p>
<p>議案第1号 初山別村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p>
<p>初山別村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように制定するものとする。</p>
<p style="text-align: right;">令和6年3月6日提出</p>
<p style="text-align: right;">初山別村長 宮本 憲幸</p>
<p>提案理由 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改</p>

正に伴い、所要の改正をしようとするものである。
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第1号 初山別村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第7 議案第2号
議長 木村健一 君
日程第7 議案第2号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。
提案理由等の説明を求めます。加藤総務課長。
総務課長 加藤明彦 君
議案第2号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を、別紙のように制定するものとする。
令和6年3月6日提出

提案理由 地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当を支給するため、所要の改正をしようとするものである。

別紙について朗読説明あり記載省略

議長 木村健一 君

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

2番 高場志津子 君

議長。

議長 木村健一 君

2番高場志津子君。

2番 高場志津子 君

フルタイム会計年度任用職員に勤勉手当が新設されるわけですが、常勤職員の給与条例の適用を受けるといふことであり算定されている報酬の他に、時間外勤務報酬、休日勤務報酬、夜間勤務報酬、祝日勤務報酬、特殊勤務報酬、期末手当及び勤勉手当となりますが、本村の場合フルタイム会計年度任用職員に具体的にどんな場合に勤勉手当が支給されるのかお伺いします。

総務課長 加藤明彦 君

議長。

議長 木村健一 君

加藤総務課長。

総務課長 加藤明彦 君

勤勉手当のフルタイムの職員に対する具体的な基準と申しますか、そういったご質問だと思います。基本的には先ほども申し上げましたが、一般職員につきましては人事評価を実施致しております。本村につきましては、他の自治体では臨時職員について非常に簡便な人事評価を行っているところもあります。というのは、今までは勤勉手当が支給されなかったからです。国の方からもこれについて、これからは会計年度任用職員さんに勤勉手当を支給するからには人事評価をきちんとやって下さいということになりますので、従前から一般職員と同様の書式、それから職員の面談も行っております。ということで人事評価、評価が5段階ではありますが、一般職員と同様に業務実績、能力評価、この大きく2点でございますが、これに基づいて個人のその期間の仕事ぶり、仕事に対する姿勢、そういったものを評価の上で最終的には担当課長、二次評価者で副村長、最終評価者は教育長、最終調整者は村長ということで、君は何点だよという評価の上で

<p>勤勉手当の方に評価割合でもって反映をしています。それと加味するのは、期間の運用でございます。一年間を通してずっと働いていた人、時間給、日給という方もいらっしゃいます。それは加重平均、換算して月額に置き換えた中での評価をしています。今の所の評価傾向でございますけれども一般職員も人事評価を始めて6年目に突入しています。洗練されてきまして割と中庸な評価の方が多いものですから、欠勤等日数が少なくない限りは満度に支給されているというのが実態でございます。</p>
<p>議長 木村健一 君</p>
<p>他に質疑ございませんか。</p>
<p>(質疑なし)</p>
<p>議長 木村健一 君</p>
<p>質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。</p>
<p>(異議なしの声多数あり)</p>
<p>議長 木村健一 君</p>
<p>異議なしと認め、これより採決します。</p>
<p>議案第2号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。</p>
<p>(異議なしの声多数あり)</p>
<p>議長 木村健一 君</p>
<p>異議なしと認めます。</p>
<p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
<p style="text-align: center;">日程第8 議案第3号</p>
<p>議長 木村健一 君</p>
<p>日程第8 議案第3号 初山別村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。</p>
<p>提案理由等の説明を求めます。小川住民課長。</p>
<p>住民課長 小川志鏡 君</p>
<p>議案第3号 初山別村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について</p>

初山別村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を、別紙のように制定するものとする。
令和6年3月6日提出
初山別村長 宮本 憲 幸
提案理由 母体保護法施行規則等の一部改正により、所要の改正をしようとするものである。
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第3号 初山別村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第9 議案第4号
議長 木村健一 君
日程第9 議案第4号 初山別村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
提案理由等の説明を求めます。小川住民課長。
住民課長 小川志鏡 君
議案第4号 初山別村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

初山別村介護保険条例の一部を改正する条例を、別紙のように制定するものとする。
令和6年3月6日提出
初山別村長 宮本 憲 幸
提案理由 第9期介護保険事業計画に基づく介護保険法の一部改正及び保険料率の改定に伴い、所要の改正をしようとするものである。
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第4号 初山別村介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
暫時休けいします。
(休憩 午後1時58分 再開 午後2時20分)
議長 木村健一 君
休けい前に引き続き会議を開きます。
日程第10 議案第5号
議長 木村健一 君
日程第10 議案第5号 初山別村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由等の説明を求めます。小川住民課長。
住民課長 小川志鏡 君
議案第5号 初山別村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例の制定について
初山別村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例を、別紙のように制定するものとする。
令和6年3月6日提出
初山別村長 宮本 憲 幸
提案理由 介護保険法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第5号 初山別村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第11 議案第6号
議長 木村健一 君
日程第11 議案第6号 初山別村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部を改正す

る条例の制定についてを議題とします。
提案理由等の説明を求めます。小川住民課長。
住民課長 小川志鏡 君
議案第6号 初山別村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例の制定について
初山別村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例を、別紙のように制定するものとする。
令和6年3月6日提出
初山別村長 宮本 憲 幸
提案理由 介護保険法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第6号 初山別村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第7号

議長 木村健一 君

日程第12 議案第7号 初山別村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由等の説明を求めます。小川住民課長。

住民課長 小川志鏡 君

議案第7号 初山別村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例の制定について

初山別村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例を、別紙のように制定するものとする。

令和6年3月6日提出

初山別村長 宮本 憲幸

提案理由 介護保険法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

別紙について朗読説明あり記載省略

議長 木村健一 君

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(質疑なし)

議長 木村健一 君

質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認め、これより採決します。

議案第7号 初山別村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 3 議 案 第 8 号
議長 木村健一 君
日程第 1 3 議案第 8 号 初山別村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正する条例の制定についてを議題とします。
提案理由等の説明を求めます。小川住民課長。
住民課長 小川志鏡 君
議案第 8 号 初山別村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正する条例の制定について
初山別村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正する条例を、別紙のように制定するものとする。
令和 6 年 3 月 6 日提出
初山別村長 宮 本 憲 幸
提案理由 介護保険法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
7 番 三谷博子 君
議長。
議長 木村健一 君
7 番三谷博子君。
7 番 三谷博子 君
今回のことにつきまして、今の初山別村の現状と今後どのように変わるのか村のところだけ詳しく説明していただきたいのですが。
住民課長 小川志鏡 君
議長。
議長 木村健一 君

小川住民課長。
住民課長 小川志鏡 君
村に関係する部分で言いますと、議案第7号76ページの認知症対応型共同生活タイプが有明にありますグループホームエルムの里になります。議案第5号居宅介護支援が社協さんの方でやっていますケアプラン作成業務、デイサービスなどの基準に該当してきます。
2番 高場志津子 君
議長。
議長 木村健一 君
2番高場志津子君。
2番 高場志津子 君
要するに今回介護保険法が一部改正されておりますが、本村においては今までやってきたことを継続していくということで変わりはないと思うのですがどうですか。
住民課長 小川志鏡 君
議長。
議長 木村健一 君
小川住民課長。
住民課長 小川志鏡 君
今現在やっている事業についてはそのまま通りで、その他基準条例ですので村にないサービスでも全て網羅して条例を定めてるというわけですのでご理解願います。
議長 木村健一 君
他に質疑ございませんか。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第8号 初山別村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定め

る条例の全部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第9号

議長 木村健一 君

日程第14 議案第9号 村道路線の廃止及び認定についてを議題とします。

提案理由等の説明を求めます。寺崎経済課長。

経済課長 寺崎廣輝 君

議案第9号 村道路線の廃止及び認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づく村道路線の廃止及び同法第8条第1項の規定に基づく村道路線の認定をするため、同法第10条第3項及び同法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

記

○ 廃止する路線

番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
77	風連別南線	字明里	字明里	
		134番地1	1993番地2	

○ 認定する路線

番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
77	風連別南線	字明里	字明里	
		134番地1	1960番地2	

令和6年3月6日提出

初山別村長 宮本 憲幸
提案理由 風連別南線の路線の一部を廃止するため、路線の廃止及び認定をするものである。
朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第9号 村道路線の廃止及び認定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第15 議案第10号
議長 木村健一 君
日程第15 議案第10号 初山別村コミュニティセンター・初山別村Cosmic-Innの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
提案理由等の説明を求めます。寺崎経済課長。
経済課長 寺崎廣輝 君
議案第10号 初山別村コミュニティセンター・初山別村Cosmic-Innの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
初山別村コミュニティセンター・初山別村Cosmic-Innの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように制定するものとする。
令和6年3月6日提出

初山別村長 宮本 憲 幸

提案理由 本館和室の洋室化に伴う施設名称の変更等に併せ、センター利用料金基準額を実勢
価格に合わせるため、所要の改正をしようとするものである。

別紙について朗読説明あり記載省略

議長 木村健一 君

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(質疑なし)

議長 木村健一 君

質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませ
んか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認め、これより採決します。

議案第10号 初山別村コミュニティセンター・初山別村Cosmic-Innの設置及び管
理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議あ
りませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第11号

議長 木村健一 君

日程第16 議案第11号 初山別村公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と
します。

提案理由等の説明を求めます。寺崎経済課長。

経済課長 寺崎廣輝 君

議案第11号 初山別村公園条例の一部を改正する条例の制定について

初山別村公園条例の一部を改正する条例を、別紙のように制定するものとする。

令和6年3月6日提出

初山別村長 宮本 憲幸

提案理由 ゴーカート場の施設利用料金基準額を実勢価格に合わせるため、所要の改正をしようとするものである。

別紙について朗読説明あり記載省略

議長 木村健一 君

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(質疑なし)

議長 木村健一 君

質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認め、これより採決します。

議案第11号 初山別村公園条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第12号

議長 木村健一 君

日程第17 議案第12号 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由等の説明を求めます。寺崎経済課長。

経済課長 寺崎廣輝 君

議案第12号 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を、別紙のように制定するものとする。

令和6年3月6日提出
初山別村長 宮本 憲 幸
提案理由 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行により水道法等による権限の所管省庁移管に伴い、所要の改正をしようとするものである。
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第12号 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第18 承認 第 1 号
議長 木村健一 君
日程第18 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて〔初山別村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について〕を議題とします。
説明を求めます。小川住民課長。
住民課長 小川志鏡 君
承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
初山別村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したの

で、地方自治法第179条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。
令和6年3月6日提出
初山別村長 宮本 憲 幸
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお専決処分でもありますので討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めこれより採決をします。
承認第1号 専決処分の承認を求めることについては、これを承認することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。
よって本件は承認することに決定しました。
日程第19 承認第2号
議長 木村健一 君
日程第19 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて〔令和5年度北海道初山別村一般会計補正予算(第7号)〕を議題とします。
説明を求めます。加藤総務課長。
総務課長 加藤明彦 君
承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
令和5年度北海道初山別村一般会計補正予算(第7号)について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。
令和6年3月6日提出

別紙について朗読説明あり記載省略

議長 木村健一 君

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質問の方法は歳入・歳出一括質疑とします。

質疑のある議員は、ページ数・目・節を申し述べてください。

(質疑なし)

議長 木村健一 君

質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお専決処分でもありますので討論を省略し採決してご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めこれより採決をします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについては、これを承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。

よって本件は承認することに決定しました。

日程第20 報 告 第 1 号

議長 木村健一 君

日程第20 報告第1号 専決処分の報告について〔中峰橋補修工事請負契約の変更について〕を議題とします。

説明を求めます。寺崎経済課長。

経済課長 寺崎廣輝 君

報告第1号 専決処分の報告について

中峰橋補修工事請負契約の変更について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定によりこれを報告する。

別紙について朗読説明あり記載省略

議長 木村健一 君

説明が終わりました。

本件は報告事項であります。特に質疑があればこれを許します。

(質疑なし)

議長 木村健一 君

質疑がないようですので、報告第1号 専決処分の報告については、報告済みとします。

暫時休けいします。

(休憩 午後3時17分 開始 午後3時35分)

議長 木村健一 君

休けい前に引き続き会議を開きます。

日程第21 議案第13号

議長 木村健一 君

日程第21 議案第13号 令和5年度北海道初山別村一般会計補正予算(第8号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。加藤総務課長。

総務課長 加藤明彦 君

議案第13号 令和5年度北海道初山別村一般会計補正予算(第8号)について

別紙について朗読説明あり記載省略

議長 木村健一 君

説明が終わりましたので、質疑の方法についてお諮りします。

本案についての質疑は歳出を先にし、歳出の質疑終了の後歳入に移ってご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認め、本案に対する質疑は歳出を先にし、歳出の質疑終了の後歳入に移ることにします。

質問される議員は、ページ数・目・節を申し述べてください。

これより歳出の質疑を行います。23ページからです。

(質疑なし)
議長 木村健一 君
歳出の質疑がないようですので、歳入の質疑に移ります。3ページからです。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第13号 令和5年度北海道初山別村一般会計補正予算(第8号)は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第22 議案第14号
議長 木村健一 君
日程第22 議案第14号 令和5年度北海道初山別村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を議題とします。
提案理由の説明を求めます。小川住民課長。
住民課長 小川志鏡 君
議案第14号 令和5年度北海道初山別村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について 別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑の方法は、歳入歳出一括質疑とします。
質問される議員は、ページ数・目・節を申し述べてください。
(質疑なし)

議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第14号 令和5年度北海道初山別村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第23 議案第15号
議長 木村健一 君
日程第23 議案第15号 令和5年度北海道初山別村介護保険特別会計補正予算(第4号)を議題とします。
提案理由の説明を求めます。小川住民課長。
住民課長 小川志鏡 君
議案第15号 令和5年度北海道初山別村介護保険特別会計補正予算(第4号)について別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑の方法は、歳入歳出一括質疑とします。
質問される議員は、ページ数・目・節を申し述べてください。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第15号 令和5年度北海道初山別村介護保険特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声多数あり）
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第24 議案第16号
議長 木村健一 君
日程第24 議案第16号 令和5年度北海道初山別村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題とします。
提案理由の説明を求めます。寺崎経済課長。
経済課長 寺崎廣輝 君
議案第16号 令和5年度北海道初山別村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑の方法は、歳入歳出一括質疑とします。
質問される議員は、ページ数・目・節を申し述べてください。
（質疑なし）
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
（異議なしの声多数あり）
議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第16号 令和5年度北海道初山別村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 5 議 案 第 1 7 号

議長 木村健一 君

日程第 2 5 議案第 1 7 号 令和 5 年度北海道初山別村農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 4 号) を議題とします。

提案理由の説明を求めます。寺崎経済課長。

経済課長 寺崎廣輝 君

議案第 1 7 号 令和 5 年度北海道初山別村農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 4 号) につ
いて

別紙について朗読説明あり記載省略

議長 木村健一 君

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出一括質疑とします。

質問される議員は、ページ数・目・節を申し述べてください。

(質疑なし)

議長 木村健一 君

質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありません
か。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認め、これより採決します。

議案第 2 5 号 令和 5 年度北海道初山別村農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 4 号) は原
案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第18号

日程第27 議案第19号

日程第28 議案第20号

日程第29 議案第21号

日程第30 議案第22号

日程第31 議案第23号

議長 木村健一 君

日程第26 議案第18号 令和6年度北海道初山別村一般会計予算

日程第27 議案第19号 令和6年度北海道初山別村国民健康保険特別会計予算

日程第28 議案第20号 令和6年度北海道初山別村介護保険特別会計予算

日程第29 議案第21号 令和6年度北海道初山別村後期高齢者医療保険特別会計予算

日程第30 議案第22号 令和6年度北海道初山別村簡易水道事業会計予算

日程第31 議案第23号 令和6年度北海道初山別村農業集落排水事業等会計予算

以上、6件につきましては関連性がありますので、一括議題とします。

議長 木村健一 君

お諮りします。本件については議長を除く、議員全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することにしたいと思います。

なお、説明は本会議を省略し、予算審査特別委員会において求めることにします。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。

よって本件は、予算審査特別委員会を設置しこれに付託し、なお説明は予算審査特別委員会において求めることに決定しました。

お諮りします。会議運営上、予算審査特別委員会における付託案件の会期内終了を待つて本会議を再開し、この間休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会における付託案件の会期内終了を待って本会議を再開し、この間
休会とすることに決定しました。

なお、予算審査特別委員会は、本日本会議場で午後4時55分から開会します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

(令和6年3月6日 午後 4時46分 散会)

令和6年第1回初山別村議会定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日	令和6年3月7日
招 集 場 所	初山別村議会議場
開 会	令和6年3月7日 午後3時20分宣告
応 招 議 員	1 番 加藤 一裕 2 番 高場志津子 4 番 齊藤 勝博 5 番 長谷川幸廣 7 番 三谷 博子 8 番 木村 健一
不 応 招 議 員	なし
出 席 議 員	応招議員と同じ
欠 席 議 員	3 番 鎌田 健治
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	村 長 宮本 憲幸 教 育 長 大水 秀之 監 査 委 員 荒木 隆 農 業 委 員 会 長 立田 幸男
本会議に職務のため出席した者の職・氏名	副 村 長 宇野 要 企画振興室長 佐藤 公彦 総 務 課 長 加藤 明彦 住 民 課 長 小川 志鏡 経 済 課 長 寺崎 廣輝 主 任 技 師 長谷川孝之 教育委員会 大西 孝幸 農 業 委 員 会 寺崎 廣輝 教 育 次 長 事 務 局 長 選挙管理委員会 加藤 明彦 事 務 局 長
村 長 提 出 議 案 名	別添議事日程表のとおり
議 員 提 出 議 案 名	別添議事日程表のとおり
議 事 日 程	議長は議事日程を末尾添付のとおり報告した。
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した。
	5 番 長谷川 幸廣 7 番 三谷 博子
会 議 の 書 記 氏 名	事務局長 大井 英世 書 記 岩井 陸
そ の 他	なし

開 会 ・ 開 議

議長 木村健一 君

3 番鎌田健治君から、会議規則第 2 条の規定により、欠席届けの通知があります。

只今の出席議員数は 6 名で定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議はお手元に配布しております議事日程表第 2 号のとおりであります。

立田選挙管理委員会委員長から欠席の申し出がございました。

日程第 1 議案第 1 8 号

日程第 2 議案第 1 9 号

日程第 3 議案第 2 0 号

日程第 4 議案第 2 1 号

日程第 5 議案第 2 2 号

日程第 6 議案第 2 3 号

議長 木村健一 君

日程第 1 議案第 1 8 号 令和 6 年度北海道初山別村一般会計予算

日程第 2 議案第 1 9 号 令和 6 年度北海道初山別村国民健康保険特別会計予算

日程第 3 議案第 2 0 号 令和 6 年度北海道初山別村介護保険特別会計予算

日程第 4 議案第 2 1 号 令和 6 年度北海道初山別村後期高齢者医療保険特別会計予算

日程第 5 議案第 2 2 号 令和 6 年度北海道初山別村簡易水道事業会計予算

日程第 6 議案第 2 3 号 令和 6 年度北海道初山別村農業集落排水事業等会計予算

以上、6 件について一括議題とします。

予算審査特別委員長から審査結果の報告を求めます。高場委員長。

予算審査特別委員長 高場志津子 君

予算審査特別委員会の経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、3 月 6 日議長を除く議員全員をもって構成され、議案第 1 8 号一般会計予算、議案第 1 9 号から議案第 2 1 号までの各特別会計予算、議案第 2 2、2 3 号の各事業会計予算の計 6 件が付託されました。

委員会構成後、本委員会は 3 月 7 日慎重に審査を行った結果、採決にあたっては少数意見を留保する委員もなく全員の起立をもって原案どおり可決されました。

以上、会議規則第 4 0 条の規定により報告します。

議長 木村健一 君
本案に対する委員長報告は可決であります。予算審査特別委員会は議長を除く議員全員で構成する特別委員会でありますので質疑・討論を省略し一括採決します。
この採決は起立によって行います。
議案第18号 令和6年度北海道初山別村一般会計予算
議案第19号 令和6年度北海道初山別村国民健康保険特別会計予算
議案第20号 令和6年度北海道初山別村介護保険特別会計予算
議案第21号 令和6年度北海道初山別村後期高齢者医療保険特別会計予算
議案第22号 令和6年度北海道初山別村簡易水道事業会計予算
議案第23号 令和6年度北海道初山別村農業集落排水事業等会計予算
以上6件について委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。
(全員起立)
議長 木村健一 君
着席願います。
起立全員であります。よって、議案第18号令和6年度北海道初山別村一般会計予算及び議案第19号から議案第21号までの令和6年度北海道初山別村各特別会計予算3件、及び議案第22号、議案第23号令和6年度北海道初山別村各事業会計予算2件、以上の6件については委員長の報告のとおり可決されました。
議長 木村健一 君
お諮りします。議事運営上3月8日に審議を予定されております3件の案件につきましては、本日の日程に追加し議題にしたいと思っておりますがこれにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、3件の案件を追加し議題とすることに決定しました。
追加日程表配布のため暫時休けいします。
(休憩 午後 3時26分 再開 午後 3時27分)
議長 木村健一 君
再開します。
追加日程第1 発 議 第 1 号

議長 木村健一 君
追加日程第1 発議第1号 議員の派遣についてを議題といたします。
議員の派遣については、お手元に配布のとおり派遣するにしたいと思います。
ご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、発議第1号議員の派遣についてはお手元に配布のとおり派遣することに決定いたしました。
追加日程第2
議長 木村健一 君
追加日程第2 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。
議会運営委員長及び総務経済常任委員長から、委員会において調査中の事件について会議規則第74条の規定によって、お手元に配布しております申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。
お諮りします。各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。
追加日程第3
議長 木村健一 君
追加日程第3 組合議会会議の報告についてを議題とします。
本日の定例会までに組合議会の会議に出席された議員に対し、会議規則等運用例160の規定によって会議の経過並びに結果について報告を求めます。2番高場志津子君。
2番 高場志津子 君
去る2月14日に招集された羽幌町外2町村衛生施設組合議会第1回臨時会及び2月22日に招集された羽幌町外2町村衛生施設組合議会第1回定例会について報告あり記載省略
議長 木村健一 君

4 番 齊藤勝博君。

4 番 齊藤勝博 君

去る2月22日に招集された北留萌消防組合議会第1回定例会について報告あり記載省略

議長 木村健一 君

以上で組合議会の会議に出席された議員の報告が終わりましたので、これで報告済みとします。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

よって、会議規則第6条の規定により本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和6年第1回初山別村議会定例会を閉会します。

(令和6年3月7日 午後 3時31分)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

初山別村議会 議長 木村健一

署名議員 長谷川 幸廣

署名議員 三谷 博子